

障害福祉サービスの紹介

障害者の補装具と日常生活用具について

①補装具
身体障害者手帳を所持している人を対象に、身体上の障害を補うための補装具の交付・修理を行っています。補装具の種目によっては交付・修理の際、県の判定が必要な場合があります。
(種目の例)義肢、車いす、歩行補助つえ、義眼、眼鏡、補聴器、座位保持いす等
②日常生活用具
身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳を所持している人を対象に日常生活がより円滑に行えるよう、日常生活用具を給付します。
(種目の例)入浴補助用具、頭部保護帽、火災警報器、点字器、ストーマ装具等

①・②共通事項
障害の程度、種類等によって、対象となる種目が定められています。また、介護保険対象者は介護保険制度の利用が優先されます。

(負担額)原則、基準額の1割です。ただし、世帯の所得状況に応じて自己負担金の上限額が設定されます。基準額を超える部分については自己負担です。なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の人がいる場合は対象外となります。
購入・修理前に必ず福祉課へご相談のうえ、申請してください。
(福祉課)

難病患者等及び小児慢性特定疾患児の日常生活用具について

老人福祉法、障害者自立支援法および介護保険法の日常生活用具の給付の対象とならない人に対して、用具の給付を行います。購入前に必ず福祉課へご相談の上、申請してください。

【難病患者等(厚生労働省科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患患者および関節リウマチ患者)と小児慢性特定疾患児(小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者)】
(種目の例)特殊マット、入浴補助用具、パルスオキシメーター等(小児慢性特定疾患児のみクールベスト、紫外線カットクリーム)
(負担額)基準額により一部または全部
(福祉課)

相談窓口

障害者相談窓口について

障害者相談窓口を役場福祉課に開設しています。障害のある人はもとより、家族や関係者の皆さんは、生活上の様々な課題に直面することが多いのではないのでしょうか。そんなとき、どんなことで困っているのか、それを解決するためにはどんな方法があるのか、一緒に考え、改善のための方法が見つけれられるようにお手伝いをします。
相談内容および個人情報 は厳守しますので、安心してご相談ください。

☎ 820・5605
☎ 855・0155
福祉課

発達が気になるお子さんの相談窓口について

周囲とのコミュニケーションが苦手、集中力が続かない。お子さんの発達が気になるけれど、どこに相談していいかわからない。そんな人はいませんか？
熊野町では、療育を専門とする「柏学園」を相談窓口として紹介しています。相談内容および個人情報 は厳守されますので、気軽にご相談ください。

☎ 282・6500
☎ 282・4981
HP <http://www.kashiwa.or.jp/index.html>
(福祉課)



熊野町手話通訳者派遣について

聴覚・言語機能障害等により、手話での意思の疎通が必要な人に手話通訳者を派遣します。
派遣区域：広島県内
依頼内容：病院での診察、学校参観、会社の面接、運転免許の更新など、外出時の支援、その他相談に応じます。
【無料】
【申請】広島県手話通訳派遣委員会へFAXまたはメールにより直接申し込んでください。※初めてお申込みをされる人は、利用要件の確認手続きが必要です。
メールでの申請は、①申請者名、②派遣月日時間、③場所、④内容、⑤待合せ場所を送信してください。
【お問い合わせ】広島県手話通訳派遣委員会(一般社団法人広島県ろうあ連盟) ☎ 252・0309
☎ 252・0303
hiren@do3enjoy.ne.jp
(福祉課)

高次脳機能障害家族セミナー

☎ 午後2時～3時
【対】記憶障害、注意障害、遂行機能障害および社会的行動障害などの認知障害を持つている人のご家族そのほか関心をお持ちの人
※6月は同じ内容で2回開催します。
【所】広島県立リハビリテーションセンター
【申請】広島県高次脳機能センター
☎ 0824・25・1455
☎ 0824・25・1094
メールアドレス
koujinou2@rehab-hiroshima.gr.jp
(福祉課)

▽セミナー開催期日
セミナーの開催期日は次のとおりです。

期 日	内 容	担 当 者
5月15日(火)	リハビリテーションと本人への関わり方について	作業療法士または言語聴覚士
6月1日(金) 6月19日(火)	福祉制度について	支援コーディネーター

発達障害って、なんだろう(4)

理解する
【アスペルガー症候群】
広い意味での「自閉症」に含まれる一つのタイプで、「コミュニケーション障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、興味・関心のかたより」があります。自閉症のように、幼児期に言葉の発達の遅れがないため、障害があることが分かりにくいのですが、成長とともに不器用さがわかってくるのが特徴です。
(Aさんの例)
Aくんは、友人との会話で、自分のことばかり話してしまつて、周りの人から「相手の気持ちが分からない自分勝手なわがままな子」「空気が読めない」と言われてしまいます。でも、大好きな電車のことになると専門家顔負けの知識をもっていて、友人に感心されます。

【注意欠陥他動性障害】

「集中できない(不注意)」「じっとしてられない(多動・多弁)」「考えるよりも先に動く(衝動的な行動)」などを特徴とする発達障害です。注意欠陥多動性障害(AD/HD)の特徴は、通常7歳以前に現れます。多動や不注意といった様子が目立つのは小・中学生ごろですが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれています。
(Bさんの例)
Bさんは、大事な仕事の予定を忘れることがよくあります。周囲の人にはあきれられ、「何回言っても忘れてしまう人」と言われてしまいます。でも、気配り名人で、困っている人がいればだれよりも早く気づいて手助けすることができま